

令和2年度補助金見直し結果表

番号	補助金名称	担当課	一次評価 (担当課)		二次評価 対象	二次評価 (検討委員会)		当初予算 の状況
			判定 区分	見直し 方向性		見直し 方向性	見直し 方向性	
1	北茨城市交通安全対策協議会補助金	総務課	5	現行維持		—		現行維持
2	高萩地区交通安全協会北茨城支部補助金	総務課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
3	高萩地区交通安全母の会北茨城支部補助金	総務課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
4	グローバル人材育成事業補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
5	北茨城市女性連盟補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
6	地域女性団体連絡会補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
7	高齢者と子どものふれあい事業補助金	高齢福祉課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
8	北茨城市連合遺族会補助金	高齢福祉課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
9	市民生委員協議会補助金	社会福祉課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
10	北地区保護司会北茨城分区会補助金	社会福祉課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
11	市社会福祉協議会補助金	社会福祉課	5	現行維持		—		現行維持
12	市手をつなぐ育成会補助金	社会福祉課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
13	市肢体不自由児父母の会補助金	社会福祉課	5	現行維持		—		現行維持
14	市腎友会補助金	社会福祉課	5	現行維持		—		現行維持
15	市更生保護女性会補助金	社会福祉課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
16	市母子寡婦福祉会補助金	子育て支援課	5	現行維持		—		現行維持
17	地域活動組織育成費補助金	子育て支援課	5	現行維持		—		現行維持
18	北茨城市愛育会補助金	健康づくり支援課	5	現行維持		—		現行維持
19	常陸農協北茨城地区農業振興事業費補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
20	家畜伝染病予防事業補助金	農林水産課	5	現行維持		—		現行維持
21	北茨城市森林組合補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持
22	北茨城市有害鳥獣捕獲隊補助金	農林水産課	5	現行維持		—		現行維持
23	北茨城市森林愛護隊補助金	農林水産課	5	現行維持		—		現行維持
24	十石掘維持管理協議会補助金	農林水産課	5	現行維持		—		現行維持
25	水産加工物新商品開発事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持		現行維持

番号	補助金名称	担当課	一次評価 (担当課)		二次評価 対象	二次評価 (検討委員会)	当初予算 の状況	
			判定 区分	見直し 方向性		見直し 方向性	見直し 方向性	
26	漁獲共済掛金助成事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
27	漁船燃費向上支援事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	10%削減	現行維持 (実績を踏まえた予算要望により予算減となった)	
28	市民まつり実行委員会補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
29	磯原節大会補助金	商工観光課	5	現行維持		—	現行維持	
30	市商工会事業費補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
31	起業支援事業費補助金	商工観光課	5	現行維持		—	現行維持	
32	北茨城市浄化槽設置費等補助金	生活環境課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
33	木造住宅耐震改修促進補助金	都市計画課	2	現行維持		—	現行維持	
34	北茨城市山林防火普及協会補助金	消防・消防課	5	現行維持		—	現行維持	
35	北茨城市幼少年婦人防火委員会補助金	消防・予防課	5	現行維持		—	現行維持	
36	特別支援教育職員研修費補助金	教育総務課	5	現行維持		—	現行維持	
37	北茨城市教育研究会運営費補助金	教育総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
38	北茨城市遠距離通学費補助金	教育総務課	5	現行維持		—	現行維持	
39	体験学習推進事業補助金	学校教育課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
40	雨情の里音楽祭実行委員会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
41	北茨城市文化協会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
42	五浦日本美術院岡倉天心偉績顕彰会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持		—	現行維持	
43	北茨城市スポーツ少年団運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持	
			現行維持		43本		23本	42本
			10%削減		0本		1本	0本
			50%削減		0本		0本	0本
			費用変更		0本		0本	0本
			廃止		0本		0本	0本

判定区分が1～4のものにつきましては、義務的な補助金のため二次評価の対象外となります。

- 1：法令等により市が補助することが義務付けられているもの
- 2：国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの
- 3：財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わないもの
- 4：他市町村、他団体との協議等により市の負担が決定しているもの

ほか、二次評価の対象外と判断したものがあります。